

事務連絡
令和2年9月16日

養父市 国家戦略特区担当課あて

内閣府地方創生推進事務局

養父市のオンラインによるインフルエンザ診療等の実証事業に関する
厚生労働省への意見照会について（お知らせ）

貴市が今年度実施を予定しております、「オンラインによるインフルエンザ診療等の実証事業」について、別添の通り厚生労働省へ意見照会を行い、下記のとおり意見が示されましたので、お知らせしますとともに、本意見に御留意の上、実証事業を実施されますようお願い申し上げます。

記

本件実証事業を実施されることについては差し支えありません。
但し、以下の点につき留意頂き、適切に対応して頂くようお願いいたします。

【オンライン診療について】

- 季節性インフルエンザと COVID-19 は鑑別が難しく、合併症も報告されているところ、地域での流行状況に応じていずれの検査も必要となる場合がある点に御留意の上、事業を進めていただく必要があるものと思料します。
- 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）や「今冬のインフルエンザ」と COVID-19 に備えて」（一般社団法人日本感染症学会提言）を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。
- 実証事業資料の⑤の記載について、検査結果が偽陰性の場合のみ対面に切り替える様に読めるところ、陰性の場合も対面に切り替える旨、明記いただければと存じます。

【オンライン服薬指導について】

- 本実証事業については、テレビ電話等を活用した発熱患者のオンライントリアージとインフルエンザ診療に関する提案であり、資料においてオンライン服薬指導（院外処方）はオプション扱いとありますので、特段の意見はありません。

- なお、実証事業において、院外処方を出される場合は、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡（以下「0410通知」という）に基づき、電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に実施されたい旨、念のためお伝えいたします。
インフルエンザの治療薬として吸入薬（リレンザ、イナビル）を用いるならば、0410通知P5にありますとおり「注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施すること。」とありますので、御留意ください。

【別添】

事 務 連 絡
令和2年8月31日

厚生労働省 特区担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

養父市のオンラインによるインフルエンザ診療等の実証事業について

平素よりお世話になっております。

今般、養父市から、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡（以下「0410通知」という）に基づき、今冬の季節性インフルエンザ流行期に向け、9月下旬より、医療保険の適用を前提としたオンラインによるインフルエンザ診療等の実証事業の実施準備を予定している旨の御連絡をいただきましたので、その資料と共に情報共有させていただきます。

現在、0410通知の特例措置によって、季節性インフルエンザも含め、医師の判断により初診からオンライン等による診断等が可能となっております。国家戦略特区WG及び当事務局といたしましては、0410通知下での今回の実証事業を通じて、季節性インフルエンザに係るオンライン診療の有効性等を検証することは、0410通知のうち医療現場に定着すべき所用の措置の検討に資するものであると考えております。

なお、新型コロナウイルスの収束に伴い、仮に0410通知による特例措置の内容が変更された場合には、本実証事業の実施に関して疑義が生じる可能性がございますので、その際には特区での特例措置としての継続的实施等について、特区WG等で議論させていただくことになろうかと存じます。

その際には改めて御相談させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上につきまして、特段のご意見等ありましたら、9月7日（月）中にご連絡いただきますようお願い申し上げます。